

# 電気通信業参入マニュアル「追補版」の事例集

全文詳細は、下記総務省のホームページから

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02_01.pdf)

- ホスティングに関わる項目

## 「事例3 登録・届出を要しない電気通信事業」のなか（P 21）

### WEBサイト開設のためのホスティング（概要図3）

個人や企業等がWEBサイトを開設・運営できるようにするため、サーバーを設置して、個人や企業等にサーバーの容量貸しを行うものをいう。個人や企業等のWEBサイト開設・運営は他人の通信を媒介することにならず（事例2（1）参照）そのためにサーバーの容量貸しを行うホスティング自体についても他人の通信を媒介することにはならないことから、登録及び届出が不要な電気通信事業に該当する。

## 「事例4 登録・届出を要する電気通信事業のなか（P 24）に

### 電子メール運営のためのホスティング（概要図3）

企業等が電子メールを利用できるようサーバーを設置して、当該企業等にサーバーの容量貸し及び電子メール機能を提供するものをいう。

企業等の電子メール運営は他人の通信を媒介することになることから電気通信事業に該当し、そのためにサーバーの容量貸しを行うホスティング自体についても電機通信設備を用いて他人の通信を媒介すると判断される。

